○ 室蘭市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

(平成26年条例第30号) Œ 改 後 改 īF 前 目次 目次 第1章~第5章 (略) 第1章~第5章 (略) 第6章 雑則 (第49条) 附則 附則 (家庭的保育事業者等と非常災害) (家庭的保育事業者等と非常災害) 第7条 (略) 第7条 (略) (安全計画の策定等) 第7条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全 (新設) の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該 家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳 幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家 庭的保育事業所等での生活その他の日常生活におけ る安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭 的保育事業所等における安全に関する事項について の計画(以下この条において「安全計画」という。) を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなけ ればならない。 2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画につ いて周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的 に実施しなければならない。 3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に 関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対 し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しな ければならない。 4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直し を行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとす る。 (自動車を運行する場合の所在の確認) 第7条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業 (新設) 所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼 児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼 児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の 所在を確実に把握することができる方法により、利用 乳幼児の所在を確認しなければならない。 2 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業所を除 く。) は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車(運 転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ 後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しな いものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に 利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められ るものを除く。) を日常的に運行するときは、当該自 動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落とし

を防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所 在の確認 (利用乳幼児の降車の際に限る。) を行わな

ければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備 及び職員の基準)

第10条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う保育に支障がない場合に限り、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

第13条 削除

(衛生管理等)

第14条 (略)

2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

 $3 \sim 5$ (略)

第6章 雜則

(電磁的記録)

第49条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備 及び職員の基準)

第10条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第13条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し法 第47条第3項の規定により懲戒に関しその利用乳 幼児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的 苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはな らない。

(衛生管理等)

第14条 (略)

2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3~5 (略)

(新設)